



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	モダリティと条件文
Author(s)	コルクサ, アリ アイジャン
Citation	国語国文研究, 138, 68(1)-52(17)
Issue Date	2010-07-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/93258
Type	journal article
File Information	kokugokokubunkenkyu_138-68-52.pdf



モダリティと条件文

コルクサ、アリ アイジャン

キーワード：核命題、拡張命題、モダリティ、非モダリティ、陳述行為

要旨

これまでの研究の成果により、条件形式の四つである「バ・ト・タラ・ナラ」の使い分けと特徴がかなり明らかにされてきた。しかし他方では、それぞれの性質を明らかにするために詳細な区分もされるようになってきたため、四つの形式を統合的に説明できる基準からは段々遠ざかっていったと考えられる。条件文の命題P・Qの結び付きの度合と、モダリティの間に比例的な関係が存在する。これを基に、本稿では条件文とモダリティの関係を統合的に分析するために使用される基準と枠組みを構築した。モダリティ機能は、形式の上では決めることが不可能で、命題が陳述行為を受けて文を形成する段階で発生するものであると考えられる。したがって、条件文とモダリティの関係を分析するために、モダリティの機能の面から分類が必要となる。

1. はじめに

日本語を母語としない学習者にとっては、日本語の条件表現は習得が最も困難である文法項目の一つである。その背景には、日本語が他の言語にはあまり見られない、類似性のある四つの条件形式を有するという事実がある（益岡 1993：1）。発話状況や文の内容によって選択される、条件形式の四つである「バ・ト・タラ・ナラ」は、従属節を主節に結び付けるという役割を果たす。その段階で各形式の特質によって、制約を受ける場合も見られる。

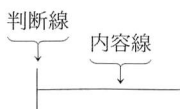
条件文が形成される段階で、命題内容を発話者がどう捉えてどう認識するかが、条件形式の選択に大きな影響を与える。そこで、発話者が命題内容をどう捉えているかによって異なる「モダリティ表現」と「条件形式」を関連づけるが必要になる。

本稿では、「命題」と「モダリティ」の定義をまとめ、条件文の「命題」と「モダリティ」を考察した後、条件文の統合的な分析に使用される基準となる枠組みを紹介する。

2. 「命題」と「モダリティ」

「命題」という用語は、ドイツの論理学者フレーゲ (G. Frege) が導入したものであ

る。フレーゲ (1972: 29) では、「判断は常にその判断の内容を与える記号、もしくは記号の組み合わせの左に置かれる記号によって表される」と説明され、以下のように水平の線の左端に垂直の棒が置かれて、水平の線は内容線、垂直の棒は判断線として想定されている。



ここで、大まかに、内容線で表されるものは「命題」、判断線で示されるものは「モダリティ」に相当するものだと考える。

また、時枝 (1978: 51-54) は、言語による表現には、「概念過程を含む形式」である「詞」と、「概念化を含まない形式」である「辞」があると指摘している。ここで、時枝のこの意見を少し修正したのち、フレーゲの「命題」に適用することができると考えられる。まず「命題」を「具体的概念化」の内容語と、「非具体的概念化」の機能語から成り立つと考える。「花、桜、山、川…」など具体的な事物、または「意思、意欲、思考…」など抽象的な物事を指し示すものは、事柄に対する意味が既に確定している「具体的概念化」のもので、「内容語」に相当する。一方、格助詞の「が、を、に…」や接続助詞の「ので、から、ば…」などは、単なる事柄に対するような意味より、働きや機能に関する意味が確定している「非具体的概念化」のものであり、「機能語」に相当する。そして、命題はこの「具体的概念化」の内容語と、「非具体的概念化」の機能語から形成されると考える。またこれらの中に、具体的概念化を有するものの、機能語と内容語を結び付ける機能も果たすため、両方に跨るといえるものもある。これらは、命題の場合単独で一つの命題になり得る一番重要な成分、文の場合は述語となり得るものである。

渡辺 (1971: 58-59) では、「文は内容的に、思想なり事柄なりの内容と、その内容に対する言語主体の判断作用との、二つの要素によって成り立つのを原則とする」と述べられており、前者は「叙述内容」、後者は「陳述」に相当するものとされている。

ここで、渡辺のこの見解を参考に、「叙述」を、命題レベルで具体的概念化と非具体的概念化の成分の「統括」と考える。そして、叙述されて一つの命題となったものに発話者の判断が付加される作業を、本稿では「陳述行為」と呼ぶことにする。また、「陳述行為」というものは、叙述過程を包括する為、叙述性も存在すると考えてよいであろう。ただし、命題成分が叙述された後に、陳述行為が行われるため、「叙述行為」は「陳述行為」に先行する。

寺村 (1982: 51) は、「文を話し手が客観的に世界の事象、心象を描こうとする部分」と、それを「素材」として話し手が自分の態度を相手に示そうとする部分からなる」とし、前者を、渡辺の「叙述内容」に、後者を「陳述」に相当するものとして指摘している。寺村 (1982) で、この二つは、「コト」と「ムード」として名称されるが、現代の日本語文法で言えば、この二つは、「命題」と「モダリティ」と呼ばれるものであ

る。

以上をまとめれば、文は、概念化の素材から叙述行為によって一つのまとまりとして出来ている「命題」と、それを発話者がどう捉えているか、或いはそれに関して発話者の態度がどうであるかが問題にされる部分、いわゆる「モダリティ」から成り立つ。ただし、ここで述べている「命題」は論理学での命題と少し違って、真または偽の2値の何れかを取るようになるものでなく、陳述作用によって構築される世界と照合するように判断対象になり得る素材として認める。

西欧の諸言語の多くには、命題の叙述機能を果たすものには、陳述行為を行う以前の形と行った後の形として2つの形式が見られる。三上(1972:133-134)で、これに関連して、英語が例に挙げられ、「英語の動詞は陳述形と非陳述形とにセツ然と二分される」と説明されている。例えば、非陳述形の「be」は、陳述行為を受ける場合、「am, is, are; was, were」など、肯定と時制によって形が変わる。また、英語のこの特徴に基づいて、フィルモア(1975:75)では、文は、時制のない一組の関係からなる『命題』(proposition)と、それに関わる要素である、否定(negation)、時制(tense)、叙法(mood)、相(aspect)などが含まれる『法』(modality)とに分離されている。しかし、日本語の場合は、英語などに見られるように陳述形と非陳述形の区別が見られない。さらに、寺村(1982)で、フィルモアのこの考えが日本語に適應された形で見られる。寺村(1982:57-60)では、「述語(語幹)」と「使役、受身、アスペクト」の助動詞は命題成分、その他の「助動詞」と「終助詞」はモダリティ成分とされ、テンスはモダリティの一部として扱われている。また、可能的表現を現す助動詞も「ヴォイス」の一部として、命題成分に含まれている。

本稿では、命題を叙述する成分に関しては、「核」と「拡張」という形で、二段階が存在すると主張している。以下、これらを単独で一つの命題になり得ることから、便宜上「核命題」と「拡張命題」と呼ぶことにする。

——拡張命題——
[核命題] 拡張命題成分 「核命題」と呼ぶことにした叙述性のあるものは、具体的に言えば、辞書形で現れる「動詞・形容詞」と、「名詞・形容動詞語幹」に付く指定の助動詞「だ／である」である。また、「拡張命題」と呼ぶことにしたのは、単独で叙述性を持たないものの、核命題の内部構造に影響を与えたり、内部構造の成分を変えたりする力のあるものである。具体的に、「可能」、「使役、受身」、「アスペクト」と「否定助動詞」である。アスペクトの「ている・である」は、核命題の内部構造を変えることが出来ないものの、核命題成分の「動詞」に属性や状態性などを持たせることができる点で、拡張命題に含める。また、「否定助動詞」は付くことによって「核命題」そのものの、形式の面で部分、意味の面では全体の否定が行われ、否定辞を含む新たな命題を形成させるという点で、「拡張命題」の成分とする。

—核命題—

例 1 : 「ピアノを弾く」(ことができる：可能助動詞「(え)る」)

→「ピアノが弾ける」(こと)

例 2 : 「子供が携帯を持つ」(こと+「に」+使役「(さ)せる」)

→「子供に携帯を持たせる」(こと)

例 3 : 「先生が生徒を叱る」(こと+「に」+受身格「が」+受身「(さ)れる」)

→「先生に生徒が叱られる」(こと)

例 4 : 「柏の葉っぱが落ちる」(ことが状態となる：アスペクト「ている」)

→「柏の葉っぱが落ちている」(こと)

例 5 : 「学生である」(こと+否定辞「ない」) →「学生で(は)ない」(こと)

ここで、陳述行為を「の」マークで示すことにする。命題は以下の例で見られるように、陳述行為を受けた後に、判断対象となって文の形になる。

—命題—

例 6 : 「太郎が行く」(こと)

→ 太郎 {は／が} 行くの。

例 7 : 「太郎が学生[㊦]」や「である」(こと) → 太郎 {は／が} 学生だの。

例 8 : 「全ての女性が美しい」(こと) → 全ての女性 {は／が} 美しいの。

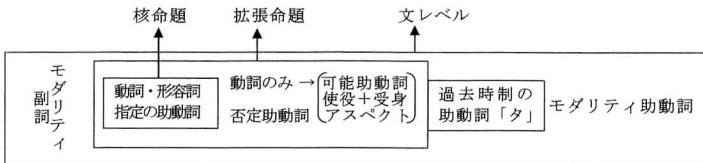
例 9 : 「彼女が学生で(は)ない」(こと) → 彼女は学生ではないの。

—文—

日本語の助動詞の中に、主たる機能はモダリティでないものの、陳述行為を行うことができるものが存在する。これらは、加藤(2006: 35-36)では、「非モダリティ助動詞」と名称されている。本稿では、「非モダリティの形式」と呼ぶことにするものは、陳述行為を行うことができるものの、命題の内容を、蓋然性の面を変えたり、或いは命題に働きかけの力を与えたりなどすることができない形式のことである。これらの中に、命題の内部に現れることが可能なものと、不可能なものがある。命題の内部に現れる「非モダリティの形式」は、辞書形の「動詞・形容詞」、指定の「だ／である」、可能の「(え)る・られる」、使役の「せる・させる・す」、受身の「れる・られる」、アスペクトの「ている・である」と否定助動詞の「ない」である。これらは陳述行為を受けてから、判断対象を有するものとして文の形をとることが可能なものである。その他、非モダリティの形式には、命題の外部に現れる、過去時制の助動詞「た」がある。「た」はスコープの面から言えば、付いた命題を超える要素で、また意味の面から言えば、出来事の実現過程の認識を特定の人物に限定するものであるという点から命題外部の成分に含める。

命題内部の成分は陳述行為を受けるかどうかは任意的であるのに対して、命題外部の成分は必須的である。つまり、命題外部の成分の全てを、陳述行為のものとして、発話者の判断を有するものとする。したがって、連体修飾に使用される場合を別として、命題外部の成分の全てに関しては、主観性に段階があるものの、発話者の判断を表すもので、陳述行為の「の」マークが自動的に付くといえる。

命題外部の成分は、上述のように、「非モダリティの形式」の一部と、「モダリティの形式」から成り立つ。「モダリティの形式」の大部分は、加藤（2006：36）で見られる「モダリティ助動詞」と、「モダリティ副詞」からなる。主たる「モダリティ助動詞」には、意志助動詞の「う・つもりだ」、義務助動詞の「べきだ・なければならない」、認識助動詞の「らしい・そうだ・ようだ・みたいだ・かもしれない」などを挙げることができる。「モダリティ副詞」とは、判断や推量や認識に関わる副詞で、文の述べる内容についての蓋然性に影響を及ぼすものである（加藤 2006：131）。また、モダリティ副詞は、高橋ほか（2005：157）で見られる陳述副詞の一部に相当するもので、通常モダリティ助動詞と呼応するが、非モダリティの形式とともに現れる場合も見られる。その場合、モダリティ助動詞の機能が非モダリティの形式に託される。また、非モダリティの形式の主たる機能はモダリティを表すことでなくても、文によって（特に一人称主体の場合）、モダリティ助動詞のように、モダリティ機能を果たす場合もある。



（図1）

以上をまとめれば、「命題」と「モダリティ」の構造は図1で見られるようになる。ここで、否定の助動詞を「核命題」の否定でありながら、核命題が否定されることによって新たに作られる命題、つまり「拡張命題」として扱うことが可能だと考えられる。これは、益岡（2007：37-46）で述べられる、「内部否定形」に相当するもので、命題の内部に現れる否定形である。しかし、「わけではない」や「のではない」など、益岡（2007：37-46）で「外部否定形」と指摘されるものを、モダリティ助動詞が否定されることによって、「モダリティ助動詞+否定助動詞」という形で派生するモダリティ形式の一種だとし、命題外部の成分に含める。これは下の例10からも確認できる。

- 例10：a. コンビニに行き、タバコを買わなかった。
b. コンビニに行き、タバコを買ったのではない。

例10 a では、否定形は命題内部のものであり、主節だけを否定する。しかし、例10 b の場合、否定形は命題外部の成分で、主節と従属節の両者を否定するものである。さらに、例10 a で、過去時制の助動詞「タ」が従属節と主節の両方に影響を及ぼすことから命題外部の成分であることも確認される。

以下で、「非モダリティの形式」と「モダリティの形式」を、加藤（2006：36）を参考に、図化した。

非 モ ダ リ ティ の 形 式	辞書形の動詞・形容詞 指定助動詞「だ／である」	動詞の「る」／形容詞語幹の「い」 名詞・形容動詞語幹の「だ／である」	描 写 レ ベ ル
	可能助動詞	える・られる	
	使役助動詞	せる・させる	
	受身助動詞	れる・られる	
	アスペクト助動詞	ている・てある	
	否定助動詞	ない	
	時制助動詞	た	
モ ダ リ ティ の 形 式	認識助動詞	かもしれない・ にちがいない・はずだ・ らしい・ようだ・そうだ・みたいだ・ だろう	認 識 レ ベ ル
	意志的助動詞	つもりだ・たい・う	行 為 レ ベ ル
	義務的助動詞	方がいい・てもいい ～て下さい・～てもらいたい・ べきだ／～てはいけない・など	
	モダリティ副詞	たぶん・きっと・必ず・恐らく…	

(図2)

3. 形式の上で決めることができない「モダリティ機能」

図2で、主たる機能はモダリティでない形式と、モダリティであるものを列挙したが、第2節で少し触れたように、モダリティ機能を形式だけで決めることは不可能な場合がある。例えば「君が行くのなら、僕も行く」など動詞の辞書形で現れても一人称の意志を表すものや、「子供の頃、お爺さんのところによく行ったものだ」など過去のある期間に反復的に行われた事柄の回想を表すモダリティとして、形の上では認識助動詞に分類できるものであるのに対して、事柄をそのまま客観的に描写するという点で、機能の面から非モダリティの形式に含めることが可能なものもある。また、「彼がたぶん行く」などの形で、述語は非モダリティの形式で現れても、モダリティ副詞の働きによって、モダリティの機能を果たす場合も見られる。

なお、モダリティ機能は形の上だけで決めることが不可能な要素であり、命題が陳述行為を受けた後に述語に発生するか否かによって決めるべきものであるということは、本稿の第二の主張である。

ここで、モダリティ機能の有無によって形式的な分類を包括するように二つの範囲の存在が考えられる。これらは「非モダリティ範囲」と「モダリティ範囲」である。「非モダリティ範囲」と「モダリティ範囲」の大部分は、それぞれ「非モダリティの形式」と「モダリティの形式」によって形成されるが、上述のように、そうでない場合も見られる。したがって、「非モダリティ範囲」と「モダリティ範囲」は、陳述行為を

受ける成分にモダリティ機能が発生するかどうかによって、形式的な分類の上位に存在する機能の面からの大分類となる。

本稿は、「非モダリティ範囲」と「モダリティ範囲」の分類を、条件文とモダリティの関係の説明するための基本分類とするが、第6節でこの課題をより詳しく取り扱うため、今は論じないでおく。

4. 条件文の「命題」と「モダリティ」

命題成分を統一する機能を持つ、叙述性のある成分である述部は、命題ごとに一つ存在する。単文の場合、命題成分を叙述する成分である述部は一つだけであって、陳述行為を受けて、文の述語になるが、複文の場合は、命題ごとに存在する一つ以上の述部があるため、それぞれの命題が叙述された後に、接続助詞などの働きによって主節の述部で結ばれる。そうして、それぞれの命題を統一する働きを持つ、主節の述部は、命題が陳述行為を受けた後に、複文の述語となる。

また、重文と複文の一番大きな違いは、重文の場合はそれぞれの文に別々に含まれる命題が文の形をした後に結ばれるが、複文の場合はそれぞれの節に存在する命題が主節の述部に結ばれた後に文を形成する。重文の場合、独立的に存在する文が接続詞の働きによって結ばれるが、複文の場合は、相互依存関係にあるそれぞれの命題が接続助詞の働きによって結ばれて、一つの大きな命題を形成してから文になる。よって、条件文も複文の一種であるため、それぞれの節に含まれる命題が主節の述部で結ばれて一つの大命題である「条件命題」を構成してから、陳述行為が行われ文が形成される。

例 11 : 「核戦争が起きる」(こと) + たら + 「世界地図が大きく変わる」(こと)

命題 1	条件辞	命題 2
------	-----	------

例 11' : 「核戦争が起きたら、世界地図が大きく変わる」(こと)

「大命題」である「条件命題」

例 11'' : 核戦争が起きたら、世界地図が大きく変わる_①。

前件事態が成立した場合に成り立つ 後件が発話者の強い確信を表す条件文

例 12 : 核戦争が起きたら、世界地図が大きく変わる_②かもしれない。

(②) 前件事態が成立した場合に成り立つ後件が発話者 者に可能性のある事態として表される条件文

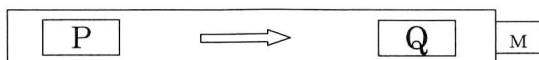
上の例 11 で、別々な命題である「命題 1」と「命題 2」は、条件辞の働きによって「従属節」と「主節」として結ばれてから、主節である「命題 2」の述部で統一され、

一つの大きな命題である「条件命題」を形成するようになる（例 11'）。例 11'' では、「条件命題」は一体として、陳述行為を受けて発話者の判断や認識を有する文の形になる。例 11'' の場合、述語は形式的に無標 (unmarked) であるため、陳述行為のマーク「の」を命題での形と区別できるように付加した。しかし、例 12 の場合は、モダリティ助動詞そのものが、条件命題の外部成分として陳述行為の印になるため、文末に付加する必要はないと考える。つまり、モダリティ助動詞は文末に現れた場合、陳述行為の有標 (marked) な形となっている。

5. 条件文の文末に現れるモダリティの支配領域

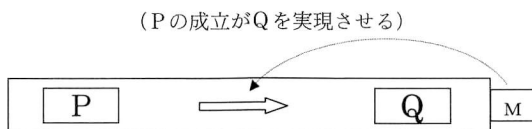
第 2 節で単文を中心に命題とモダリティの基本的な階層化を図 1 のように表示した。本節では、従属節（前件）と主節（後件）からなる条件文にモダリティがどのように付き、それをどこまで支配するかについて考察する。

ここで先ず、大まかに言えば、文末モダリティは条件文の命題 P と Q の論理関係に付くものとして、条件文の全体に影響を及ぼすと考える。



(図 3)

P と Q の両方を囲む大きい枠は論理関係に相当するもので、それにくつつくと考えられる「M」が「モダリティ」を示す。一方、モダリティが現れる位置は、図 3.1 で見られるように文末であるが、基本的にターゲットになるのは、「P と Q」の論理関係である。



(図 3.1)

例 13 : a. 2036 年に小惑星のアポフィスが地球に衝突したら、人類が減びる だろう。

b. 2036 年に小惑星のアポフィスが地球に衝突したら、人類が減びる に違いない。

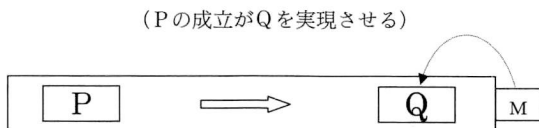
13 の a、b で、それぞれに現れる「だろう」と「に違いない」は、P と Q からなる条件命題の論理関係に付くものである。無論、文末モダリティは形態的な位置から、命題 P と Q に同じ程度で影響を及ぼすとは言にくい。つまり、文末のモダリティの命題 Q への影響が直接的であるのに対して、命題 P への影響は間接的であると言ってよい。しかし、これは「にちがいない」や「だろう」などのモダリティが、命題 P と Q

の論理関係に付くという考えの妨げにならない。第4節で述べたように、命題PとQが大命題である「条件命題」を作ってから、モダリティ要素がそれに付く。したがって、文末のモダリティがその条件命題に付くものであり、ターゲットになるのは命題PとQの論理関係であるといえる。これは下の例からも確認できる。

- 例 14： a. 雪が降ったら、道が滑りやすくなる。
 b. 雪が降ったら、道が滑りやすくなるだろう。

14のa、bは、一見同じ内容を表す文に見える。しかし、14のaでは、ある時空間に限定されていない因果の関係が表されるのに対し、14bは発話者の観察や経験で限定される特定の時空間で存在する因果の関係を表すものである。これは、文末のモダリティが条件文の論理関係に付くからこそ起こる現象である。

一方、条件文の種類によって、モダリティの支配領域がQだけに縮小することがある。これは主に前件の確実度が高い、つまり前件が成立しない場合を考えることが不可能である場合に見られる。この場合の前件は世界知識や一般的知識の参照によって成立が妥当だと考えられるものである。この種の条件文を下の図で示された形で考える。



(図 3.2)

- 例 15： a. 5時になれば、彼が帰ってくるでしょう。
 b. 春になれば、桜が咲くでしょう。

15a、bの前件は、100%成り立つ事柄を表している。つまり、15aの前件に現れる「5時になる」という事態は発話者にとってコントロール不可能で、発話者の視点が当たりにくい、一般的知識として確定している事柄である。また、15bの前件に現れる「春になる」という事態も同様で、発話者の視点が当たりにくい、一般的知識として確定している事柄である。この種の事柄に条件接続詞が付加されても、未確定な状態には戻されにくい。これは、下の16のような条件文の場合に、前件に「もし」が現れないことから確認できる。

- 例 16： a. *もし5時になれば、彼が帰ってくるでしょう。
 b. *もし春になれば、桜が咲くでしょう。

15のような文では、前件に発話者の視点が当たらないため、文末モダリティの支配領

域が後件だけに縮小すると考えられる。また 15 のような条件文の場合、前件が条件節というより時間的副詞節としての働きをする。したがって、前件に「もし」が現れると不自然になる。

以上をまとめれば、文末モダリティは条件文に図 3 で観察されるように付くもので、基本的に条件文の命題 P と Q の論理関係を対象にする。また、文末モダリティの支配領域は通常条件文全体であるが、例 15 (図 3.2) のような、前件命題が発話者の視点 が当たりにくい事柄を表す場合には、その領域が縮小することが見られる。

6. 条件文の述語構造と命題間の結び付きの度合い

南 (1993 : 53-62) では、文はそれを構成する述部成分と述部以外の成分によって、「描叙」「判断」「提出」「表出」の 4 つの段階に分けられている。南 (1993) で、描叙段階と判断段階の組み合わせになる述部構造は、本稿で「拡張命題」としたものとほぼ一致していると考えられる。しかし、南 (1993) では、述部構造の成分と述部以外の成分を対応させるような分類が行われるため、本稿と共通点があるものの、相違点も存在する。また、林 (1960 : 42-43) で、文の述語部分を観察することによってとらえられる結び文型に「描叙」、「判断」、「表出」と「伝達」の四つの段階が存在すると述べられている。本稿では、林 (1960) と南 (1993) で見られる文の段階性を参考にし、条件文を三つのレベルに分ける。以下に説明するこの三つのレベルは、主に条件文の述語構造を目当てに作られたものだが、南 (1993 : 55) で見られる「陳述副詞の一部」、そして北原 (1981 : 156) で言えば「超格」に相当するものであるモダリティ副詞は条件文に現れた場合に、呼応するモダリティ助動詞が述語に現れなくても、モダリティ機能をその述語に発生させるという点で、機能の面から述語構造の中に含める。またそれ故に、第 2 節で、モダリティの形式の一部として扱うことにした。

条件命題が文の形になる段階で、非モダリティかモダリティの何れかに分類できる陳述行為を受ける。非モダリティ範囲で結び付く、前件命題 P と後件命題 Q は、多くの場合世界知識を基にする論理の上で結び付くものであるが、世界知識が関与しにくくなる場合も使用される。これは、特に条件形式の選択に影響を及ぼす。

例 17 : 危ない！絶対に下を見るなよ。ゆっくり歩くんだよ。絶対に下を見るんじゃない。い。??? 下を見れば、落ちるんだから。

例 17' : 危ない！絶対に下を見るなよ。ゆっくり歩くんだよ。絶対に下を見るんじゃない。い。下を見たら、落ちるんだから。

例 17 の文脈では、個別的な事柄の関係が論理上で関連付けられるため、バ形式の使用が不自然になる。一方、同じ文脈の 17' ではタラ形式の使用が許容される。

一般論から離れれば離れるほど、個別的な事柄の関係が論理上で関連付けられるようになるため、モダリティ助動詞など、モダリティ範囲に分類される要素が必要とさ

れる場合が多くなる。これは、特に一般論に基づいて法則的な因果関係を表す、バ形式の場合よく観察される。

例 18 A：彼はどうしたの？ 合宿に行く気はあるの？

B：このままじゃ、彼は絶対に行かないだろうね。§??♪彼女が行きさえすれば、彼も行くけど。

例 18' A：彼はどうしたの？ 合宿に行く気はあるの？

B：このままじゃ、彼は絶対に行かないだろうね。彼女が行きさえすれば、たぶん彼も行くだろうけど。

例 18' では、モダリティ機能を持つ要素が条件文に現れることによって、バ形式の基本的特徴が保証されることになる。つまり、個別的な事柄を表す場合でも、蓋然性や可能性のある事柄として一定の法則を持つことが考えられるようになるため、許容度が高まる結果、論理上で結び付くようになる。

しかし、下の例 19 の場合は、前件命題と後件命題の論理上での結び付きに世界知識が、例 18 に比べ、より強く関与するものであるため、モダリティ機能を持つ形式が必要とされない。

例 19：果実は熟せば落ちる。

条件文の適格性の判断は、世界知識を基とする論理の上で命題 P と Q が結び付くか否かによって異なる。しかし、結び付くか付かないかは多くの場合に明確な線が引きにくく、様々な要素や、文脈によって変わったりすることがある。この場合、命題 P と Q が結び付くか付かないかが確率や蓋然性のあるものとして認識され表現される。この点で、蓋然性や可能性、そして働きかけの力を表す機能を持つモダリティが条件文の適格性に大きな影響を及ぼす重要な要素となる。

第 2 節で、非モダリティとモダリティの成分を形式的にまとめた後に図化したのが、第 3 節で説明したように、モダリティ機能が形式と一致しない場合も多く見られるから、形式はモダリティ機能を決めるための絶対的な分類にはならないのである。非モダリティの形式にモダリティ機能が発生したり、また逆のケースもあり得る。ここで、条件命題が文の形を形成した後に述語にモダリティ機能が発生するか否かによって、条件文を大きく二分できると考える。これらを第 3 節で述べたように、「非モダリティ範囲」と「モダリティ範囲」と呼ぶことにする。

「非モダリティ範囲」に現れる述語には、事柄が発話者に描写されるかのように表現されるため、条件命題が陳述行為を受けても、モダリティ機能が生じない。「モダリティ範囲」に現れる述語の場合は、形式に関わらず、条件文はモダリティ機能を有することになる。

非モダリティ範囲内で扱うことができる要素が条件文の述語に現れた場合に、事柄

がそのまま描写されるかのように述べられるため、命題PとQの論理上での結び付きは世界知識と直接に関わるようになる。この場合は、条件命題は客観性が最も高く、陳述行為を受けることになる。本稿では、モダリティ機能を持っていない要素のみで現れる条件文、つまり非モダリティ範囲内で現れる条件文を「描写レベル」の文だとする。

例 20：春に {なると／なれば／なったら}、桜が咲く。

例 20 では、前件命題と後件命題の関係が世界知識と直接に関わるものである。つまり、前件と後件の間の関係が世界知識で確定しているものであるため、モダリティ要素が必要とされず、成立する。例 20 のような文は描写レベルに分類される条件文である。

モダリティ範囲内で現れる要素には、機能によって段階性があると考えられる。これらの要素を働きかけの力の有無によって二つに分ける。本稿で、発話者の「働きかけの力」を有しないモダリティ機能を持つ条件文を「認識レベル」の、発話者の「意志・決意」なども含め「働きかけの力」を有するモダリティ機能を持つ条件文を「行為レベル」の文だとする。

例 21：XP を再インストール{すると／すれば／したら}、トラブルがなくなるかもしれない。

例 21 では、前件と後件の間の関係が発話者の頭の中の世界で確定すると予想されるものである。したがって、文末に発話者のその前件と後件の間の関係に関する認識を表すモダリティ形式が使用される。例 21 は認識レベルの条件文に分類されるものである。

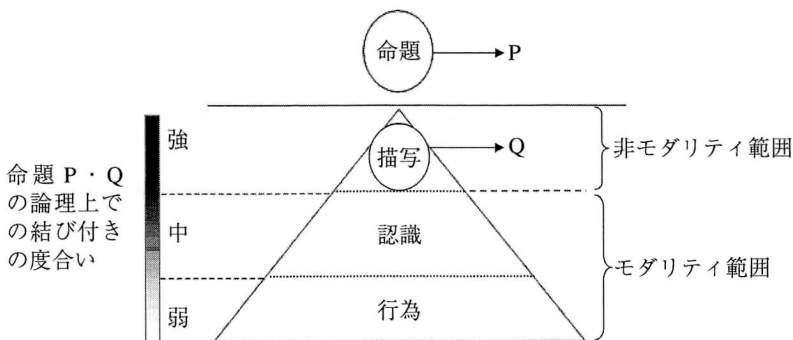
例 22：札幌駅に {着いたら／着くなら／着いたなら}、電話してください。

例 22 では、文末に働きかけの力を有するモダリティが使用される。条件形式の選択によって、意味が異なるものもあるが、例 22 は行為レベルに分類される条件文である。

以上をまとめれば、非モダリティ範囲内で現れる条件文を「描写」レベルの、モダリティ範囲内で現れる条件文を、働きかけの力の有無によって「認識」と「行為」レベルの文として、大きく三つに分ける。

本稿の主たる主張は、命題P・Qの論理上での結び付きの度合いとモダリティの間に比例的な関係が存在することである。条件文の述語がモダリティ機能を有しない場合に、命題P・Qの論理上での結び付きの度合いは最も高い。そして、モダリティ機能を有する場合に、そのモダリティに働きかけの力が存在するか否かによってもまた異なる。働きかけの力が大きければ大きいほど、命題PとQの論理上での結び付きの度合いが弱くなる。

以上をまとめれば、命題 $P \cdot Q$ の論理上での結び付きの度合とモダリティの間には、図4で見られるように、3段階に分けることが可能である比例的な関係が存在する。



(図4)

上の図で見られる分類は形式の面からの分類ではなく、機能の面からの分類である。よって、同じ形式が文脈によって、別のレベルにアクセスすることも可能である。これは特に、働きかけ力の有無が形式的に決められていない場合に、人称によって変わることとして見られる。例えば、「彼が行く」などの場合、「認識」レベルの文、「私は行く」などの場合は発話者の意志を表す「行為」レベルの文として扱うことができる。また、条件形式の選択によって、同じ文でレベルが異なる場合も見られる。

- 例23：a. *富山に行くと、連絡する。
 b. *富山に行けば、連絡する。
 c. 富山に行ったら、連絡する。
 d. 富山に行くなら、連絡する。

例23では、述語が働きかけの力を有するものであるため、a、b、c、dの全ては行為レベルのものとなる。aでは、後件が発話者の意志を表す表現で、一般的に働きかけの力を有するモダリティはト形が使用される条件文の述語に現れることが不可能である。よって、ト形式の「行為レベル」での使用は不可能になるといえる。また、bでは、後件に働きかけの力を有するモダリティが現れる場合に、前件が後件動作主の意志でコントロール不可能な事態でなければならないという制約がバ形式にあるため、不自然になる。言い換えれば、後件に働きかけの力を有するモダリティが現れるとき、前件が動作主である聞き手や発話者にもコントロールできる動作を表す場合、原則的にバ形式は許容されない(ソルヴァン・前田2005:32)。さらに、この制約は、バ形式の特徴である、「一般論に基づいて法則的な因果関係を表す」ということと関わりがあるものだと考えられる。バ形式の主たる特徴が一般論に基づいて法則的な因果関係を表すことであるため、発話者に自分の意志でコントロール可能な個人的な事柄が前件また

は後件の一つでしか許容されない。つまり、少なくとも前件あるいは後件の一つが、一般論で扱うことができるような、発話者の意志を超える一定の法則に基づく事態や現象でなければならない。これは、バ形式の行為レベルでの使用は条件付きのみで可能であるということを示す。c と d は自然であるが、「たら」と「なら」の使用によって、それぞれ意味が異なる。例 23c で、発話者は「富山に行く」ことが完了した時点で、後件が実現すると述べているのに対し、23 の d では、前件が完了する前の時間帯で後件が成立する。つまり、前件が成立する前の段階で後件動作が行われる。これはナラ形式の前にテンス要素が現れるからである。

ここで、さきの例 20 の文脈をもう一度とり扱い、ナラ形式が同じ文脈で使用できるかどうかを見てみよう。

例 20' : a. *春になるなら、桜が咲く。

b. #春になったなら、桜が咲く。

例 20' の a では、前件が成立するか否かを未確定なまま導入する力を持つナラ形式は不自然になる。これはナラ形式の前にテンス要素が現れるからである。一方、20' b では、「タ＋なら」が使用される。例 20' b で、前件が確定している事態で、後件はその前件に基づいて成立すると予測される事柄を表すものである。前件で「タ＋なら」が使用されることで「春になる」という事態に対する確認が行われ、「春になった」という確定の形で前件が導入された後に、後件では発話者の頭の中の世界の知識が参照される結果、その前件に次いで起こると予測される事態が述べられる。そのため、認識レベルで現れるモダリティ形式が文末に現れなくても、20' b が成り立つが、文末に「はずだ」や「だろう」などの付加も可能である。そういう意味で、実際に 20' b はナラ形式の使用によって、文レベルがずれるもので、認識レベルに属する文になる。したがって、同じ文脈でバ・ト・タラを使用すると、描写レベルの文になるが（例 20）、ナラが使用されると認識レベルの文になる（例 20'）。

ここで、またさきの例 22 の文脈をもう一度とり扱い、今度はバとト形式の使用が例 22 の文脈で許容されるかどうかを見よう。

例 22' : a. *札幌駅に着くと、電話してください。

b. *札幌駅に着けば、電話してください。

例 22' a では、文末に働きかけの力を有するモダリティが使われているため、ト形式の使用が許容されない。例 22' b の場合、前件が後件動作主の意志的な動作であるため、バ形式の使用が不自然になる。これは、「札幌駅に着くかどうか」がその動作主が自分の意志でコントロールできる動作であるからである。しかし、前件がその動作主の自分の意志でコントロールできない動作や事態である場合、例えば「何か問題があれば、すぐ電話しろよ。」などの場合、バ形式の行為レベルでの使用が許容される。一方、同じ文脈で、例えば「*何か問題があると、すぐ電話しろよ。」の場合、ト形式の使用が

不可能になる。ここから、ト形式の行為レベルでの使用が不可能であるといえる。

- 例 24： a. このボタンを押すと、ランプがつく。
b. このボタンを押せば、ランプがつく。
c. このボタンを押したら、ランプがつく。
d. #このボタンを押すなら、ランプがつく。
e. このボタンを押したなら、ランプがつく。

例 24 の a、b、c、は描写レベルのもので、d と e はそのままやや不自然であるものの、認識レベルのものである。d では、ボタンを押すことに関する決意が確定した時点、つまりボタンを押すことがまだ実行されていない段階も「ル形+なら」の使用によって混同するため、不自然になるが、前件と後件の間の関係が発話者の頭の中で既に確定しているものであり、なお且つそれを、「ル形+なら」の使用によって「他のボタンではなく、もしもこのボタンを押すなら」という形で相手に教えたりする場合なら成立する。例 24 では、前件が意志でコントロール可能な動作を表すのに対し、後件はその前件が確定した時点で起こる、働きかけの力を有しない一種の事象を表す。そのため、例 24 b でバ形式が許容される。バ形式が使用されると、前件と後件の間の関係は法則的にいつも起こる前後関係として解釈される。例 24 a の場合、文末に働きかけの力を有しない、ある事象を表す自発的な表現が述語に用いられるため、ト形式の使用が可能になる。例 24 c では、タラ形式が使用されることによって、時間的な前後関係が前面に出てくると言える。一方、上述したように、例 24 の a、b、c、は描写レベルのものになる。例 24 e の場合、ナラ形式が一般論から一番乖離した個別的な事柄を表すものになり、法則的にいつも起こる事柄ではなく、前件の成立に伴って後件で起こると予測される事象が表される。したがって、例 24 e は認識レベルの条件文に分類される。これを 24 e で、文末に「だろう」や「はずだ」などの表現が必要とされることから確認できる。

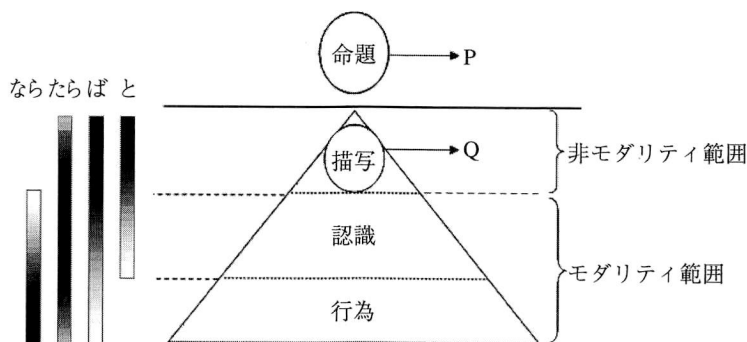
例 25： 昼過ぎに {なると／なれば／なったら／*なるなら／なったら}、雪がもう少し解けるだろう。

例 25 では、前件が必ず起こる現象を表すもので、後件はその前件の成立に伴って起こる他の自然現象に関する発話者の予測を述べているものである。上の例で「ル形+なら」は、前件が一定の法則性に基いて必ず起こる事柄を表す場合に使用しにくいので不自然になる。また、「タ形+なら」の場合は、前件が成立した時点で発話者のその事態に関する認識を表すもので、それを前提に起こると予測される後件が述べられている。しかし、例 25 では、どの形式を使っても後件が発話者の認識を有するものであるため、「認識レベル」の文であることに変わりはない。

以上をまとめれば、バ形式の主の特徴は、一般論に基づいて法則的な因果関係を表すことであるといえる。そのため一般論から離れると制約が生じると考える。前件と

後件の両者も動作主の意志でコントロール可能な動作である場合、行為レベルの文で使用制約が発生する。また、ト形式は行為レベルでの使用が不可能になる。これは、ト形式の主な特徴が二つの事態を関連付けることであるから生じると考える。一方、タラ形式の全てのレベルでの使用が許容される。したがって、使用範囲が一番広い形式はタラ形式であるといえる。ナラ形式の描写レベルでの使用が不可能になることがさきの例から確認される。ナラ形式が描写レベルの文で使用される場合、文レベルが描写レベルから認識レベルにずれる。

なお、それぞれの形式の中心となる使用領域をまとめれば、以下の図5で見られるようになる。それぞれの形式が中心とされる文レベルをより黒く表示した。



(図5)

6. まとめ

以上、命題とモダリティをまとめた後に、条件文の分析に使用される基準となる枠組みを構築した。その枠組みを基準とした分析の結果、それぞれの形式の中心となる領域がだいたい明らかになったと言える。しかし、より正確な結果を出すために、より多くのデータの分析が必要であると考えます。

また、モダリティの面からも、幾つかのポイントが明らかになったと思われる。これらは次のとおりである。モダリティ形式によって行われる分類は、モダリティ機能を決める上で絶対的な分類にならないものの、機能が形式によって一つに固定しているモダリティがだいたい決まっている。機能が形式によって固定していない、つまり形式を持っていないモダリティは、文脈や人称に左右されることが多い。

《参考文献》

- 加藤重広 2006 『日本語文法入門ハンドブック』研究社。
北原保雄 1981 『日本語助動詞の研究』大修館書店。

- ゴットロープ・フレーゲ (G. Frege) 1972 「概念文字」『論理思想の革命—理性の分析』、東海大学出版会、28-56。
- ソルヴァン、ハリー・前田直子 2005 「『と』『ば』『たら』『なら』再考」『日本語教育』125号。28-37。
- 田中 寛 2004 『日本語複文表現の研究—接続と叙述の構造—』白帝社。
- 高橋太郎・他 2005 『日本語の文法』ひつじ書房。
- 寺村秀夫 1982 『日本語のシンタクスと意味 第Ⅰ巻』くろしお出版。
- 時枝誠記 1978 『日本文法口語篇』岩波書店。
- 林 四郎 1960 『基本文型の研究』明治図書。
- フィルモア、チャールズ J. 1975 『格文法の原理—言語の意味と構造』三省堂出版。
- 益岡隆志 1993 「日本語の条件表現について」『日本語の条件表現』、くろしお出版、1-20。
- 益岡隆志 2007 『日本語モダリティ探究』くろしお出版。
- 三上 章 1972 『現代語法新説』くろしお出版。
- 南不二男 1993 『現代日本語文法の輪郭』大修館書店。
- 渡辺 実 1971 『国語構文論』塙書店。

(こるくさ、あり あいじゃん・ネヴシェヒル大学日本語日本文学科助教授)